

仙台地方裁判所委員会（第25回）議事概要

1 開催日時

平成26年5月15日（木）午後1時30分～午後3時30分

2 開催場所

仙台地方裁判所第5会議室

3 出席者

（委員） 浅野富美枝，石神敏夫，官澤里美，小林昭彦，佐藤俊昭，嶋田悦郎，沼倉良郎，畑一郎，山根 薫，吉田幸江

（50音順，敬称略）

（説明者） 第4民事部裁判官 内田めぐみ，民事首席書記官 本郷光彦

（事務局） 佐藤事務局長，高橋事務局次長，秋元総務課長，岩船総務課課長補佐

4 議事等（◎委員長，●裁判所委員，○委員，□説明者）

(1) 開会

(2) 新任委員の紹介

(3) 委員長代理の指名

委員長は，畑一郎委員を委員長代理に指名した。

(4) 議題「破産事件について」

ア 破産事件の概要説明

イ 質疑応答及び意見交換

○ 申立件数の個人と法人の比率はどのくらいか。

□ 平成25年度の仙台地裁の統計数値では，法人が7.8パーセント，自然人が92パーセント強となっており，大部分が自然人である。

○ 自然人の大半が同時廃止の事件なのか。

□ 同時廃止は約58パーセントである。

○ 個人の場合で，自営業者でも同時廃止になることはあるのか。

□ 自営業者は，原則として，管財人を選任して，破産者の財産及び負債の状況等を良く調べてもらうことになる。

○ 破産事件の大半はサラリーマンもしくは無職の者ということになるのか。

□ 印象としては，そうなるかと思う。

○ 女性の申立ても増えているのではないかと思うが，申立人の男女の

比率はどうか。

- 統計資料はないが、印象としては、性別に差はないと思う。
- 予防・防止という観点からすると、自己破産に至るプロセスを知る必要があるが、男性と女性ではそのプロセスは違うと考える。離婚であるとか、シングルマザーになって子供の養育費や生活費の捻出を契機として自己破産に至るケースは女性の方が多いであろうと想像する。社会全体として破産する人をなくしていくという意味で、男女の比率は知りたいところである。
- 弁護士として相談を受ける感覚からすると、消費者金融などから借金をして破産してしまう一般の人の破産と事業をやっていた人の破産とがあるが、日本はまだ男社会の面があるので、事業に失敗して破産するのは男性の方が多いという印象である。ただ、サラ金などに手を出し、いわゆる消費者金融というものについては男女で比率の差はないという印象を持っており、サラリーマンでも、ギャンブルに手を出したり、営業活動の経費が出なくてサラ金から借りるということもあるし、女性でもブランド品を購入したりと、原因はいろいろあるが、消費者金融としては男女で大きな違いはないと思う。
- 最近、消費生活センターに債務関係で相談に来る方は、債務の額が少額になっているという印象を持つ。改正貸金業法の影響で借りられなくなって、にっちもさっちもいなくなる人も多い。債務の額が20万円とか50万円とか、少額な傾向になっていると感じる。
- ◎ その点について、裁判所から見て何か傾向はあるのか。
- 傾向というほどではないが、昔は、破産者の債務は100万円、200万円、300万円という単位が多かったが、最近になって、何十万円という債務、一見すると返済できるのではないかという金額の申立てが、少しではあるが見受けられるようになってきた。
- ◎ 個人の破産で、同時廃止・免責の事件の場合、費用と時間はどのくらいかかるのか。
- 手続費用として、一番かかるのが管財人の報酬であるが、管財事件になるような事案であれば、管財人の報酬となるものを予納金として納付してもらうことになる。仙台地裁の例で言えば、代理人が付いていて、債権者集会が一、二回で終わる事件の場合は、予納金を20万円と定めている。管財事件は、管財人報酬と官報公告費用を予納金として納付してもらうことになるが、同時廃止の事件では管財人の報酬がいらないので、官報公告費用である約2万円のみ納付してもらうことになる。

なお、法人などの大きな事件では、管財人の業務内容や負債額を考慮して、管財人の報酬を決めることになるが、何百万円という金額を予納してもらう場合もある。

手続にかかる時間は、同時廃止事件であれば、申立てから平均40日くらいで開始決定が出て、免責に対する債権者からの意見聴取期間を2か月ほど設け、その後免責の判断をし終結するという流れになる。

管財事件の場合は、債権者集会を何回か行うことになるが、開始決定から第1回債権者集会まで3か月程度、その後概ね3か月毎に開催していくことになる。回数は事件によって、異なるところである。

- 自由財産として、必要生活費相当額である現金99万円までは破産をしても破産者本人の手元に残るということだが、必要な生活費の額は申立人によって異なると思われるが、この金額はどのように決めるのか。
- 99万円という額は政令で定まっている。
- シングルマザーであって養育費がかかるような場合でも、一律99万円までしか認められないのか。
- 自由財産拡張申立てという手続があり、特別な事情があれば拡張を許可する場合もある。例えば、病身で医療費がかかる無職の高齢者について、保険を解約すると再度契約が難しいような場合、保険を解約せずにすむような事例などがある。
- 官報公告費用分の予納金すら捻出できない場合はどうすればよいのか。
- 資力がない人については、法テラスで民事法律扶助の制度を利用するという方法がある。
- 資力がない人の多くは、ぎりぎりの生活を送っている人が多いと思うが、そういうケースでは開始決定までの期間は短くなるのか。
- 40日はあくまで平均であり、事案によっては、これより短い期間で決定が出る場合もある。
- 弁護士を付けないで本人が申立てをする割合はどの程度か。また、申立人の年齢層としては、社会情勢を反映して、高齢化が進んでいるとか、就職難で若年層の申立てが増えているなどの傾向はあるのか。
- 仙台地裁の平成25年度の統計データでは、90パーセント以上が弁護士が付いている事案になる。年齢については統計データがないが、年金生活の高齢者もいるし、就職できなくて債務を負った若

年層もいる。

- 少額の債務額の申立ても見られるということだが、例えば、20万円程度の借金なら、生活保護でも、アルバイト生活でも、月数万円ずつ分割で支払えば完済できると思われるが、それでも破産は認められているという状況なのか。
- 債務総額が20万円というケースはあまりないが、60万円くらいのケースはあり、例えば、分割払が認められず、一括弁済を求められているが、無職のため支払ができないという場合は破産せざるを得ないという場合も見受けられる。なお、市町村窓口では、生活保護費の中から借金の返済に充てることはできないと指導していると思われる。
- 私が弁護士になった昭和61年ころは事件数が少なかった。経済情勢の問題もあったとは思いますが、当時は破産すると重大な犯罪を犯すみたいな感覚があり、破産状態にあった人でも破産しなかった。我慢をして、借金の額を大きくしたり、周りの親戚を巻き込んだり、場合によっては自殺をするということもある。やむを得ず借金をして支払できなくなるということはあることで、それを清算して再出発することは悪いことではないんだと、免責されることはそんなに悪いことではないんだということを弁護士会は周知し、債務者が自殺などに追い込まれるのを防いだ。それで急激に事件数が増えてきた経緯があるわけだが、中には、こんな理由では免責は許可されないのではないのかという事案もあり、そこをどう調整していくかというのが課題となったわけだが、マニュアルや書式等も整備されていない時代であったため、弁護士会と裁判所で協議を重ね、増えた件数を迅速に処理することで、経済的な困窮に陥った人の再出発に司法制度として力を注いできたと思っている。

先ほど、数十万円でも払えないという話もあったが、破産は周りの人に迷惑を掛けることではあるが、あまり我慢し過ぎると、友人や親戚からお金を借りるなどして巻き込んで、ますます被害を大きくするということもある。私が一般的なところで話をする場合、お金がなくて破産をするわけだが、破産をするにも予納金や弁護士費用などのお金がかかるので、それが準備できるうちに、周りに迷惑を掛けないために早めに再出発しましょうと言っている。資力がない場合は法テラスで立替する制度もあるし、破産の決定が出た後の給料はまるまる使えるし、免責決定が出れば支払もしなくて済むので、無理に破産を勧める必要はないが、司法としても再出発のためいろいろと工夫してい

るので、破産すべき人には早い段階で勧めていただく方が良いのかなと個人的には思っている。

- ◎ 個人再生手続等の新しい制度が出来て、選択肢が増えたことも、破産事件の動向に影響を与えている面はあるか。
- 個人再生手続というのは、給料収入等の定期的な収入がある人が、分割して弁済していく手続で、破産とは細かい点でいろいろと異なる点はあるが、世間的には、破産をしましたというよりは、個人再生をしましたという方がイメージが良いかと思われる。周りの人にあまり迷惑も掛けていないという面もある。免責手続の関係で、破産であれば、浪費や偏頗弁済の場合、免責できないということがあがるが、個人再生の場合は、浪費等の理由があっても、計画案どおり支払えば、残りは全て免責される手続となっている。メニューも増え、それぞれの方の状況に応じて、自分に合った手続を選択できるという意味では、全体として利用し易くなったのかと思う。
- ◎ 多少関係することになるが、破産は、かつては破産宣告といって、非常に悪いことをしたかのような印象があり、利用を妨げる原因にもなっていた。同じように、成年後見制度もかつては禁治産宣告といっていたが、制度改正にあたり、福祉団体の方々から、禁治産という利用しにくいので、名前もイメージも変えてくださいという要望があった。同じ統計でも制度が変わったことによって、数字の見方も変わってくるということはあるかと思う。裁判所では、法務省も含めた話だが、司法制度全体を国民の方から利用しやすく、マイナスイメージの少ないものにしていこうという努力をしている。
- 最高裁判所のウェブサイト「裁判手続についてのQ & A」のページがあるが、素人だとわかりにくい用語も多いので、もう少し分かりやすい説明にする方が良いかと思う。
- 破産に直接関連する問題ではないが、最近読んだ本の中に、ブラックビジネスのことが書いてあり、弁護士や整理屋という人たちが、破産者の財産を食い物にするという話が出てきた。弁護士が増えてきたこともその背景にあるのかもしれないが、そういう被害を裁判所としては把握しているのか。
- 任意整理の場面で出てくる問題かと思うので、裁判所としては把握しづらい問題である。破産ではないが、民事執行の分野では、そういう人たちが入り込んできて、不当な利益を得るということもあった。例えば、私に任せてくれたら、この家にと1年以上住み続

けられるようにしてあげますよと言って、お金を取り、裁判所に手続を止めようとする書面をいろいろと出すということもある。ただ、そのようなことでは手続が止まらないように法制度も改正されているので、債務者はお金を払っても何の利得もないということになる。このようなケースでは、裁判所でも、いかにもおかしい書面が提出されることなどによって、手続の中で把握できるので、検察庁に情報提供したり、告訴するなどして対応していた。最近では、仙台ではあまりみかけなくなってきたが、バブルがはじけて執行事件が増えた時代は、このようなものが多かった。

- 整理屋は、弁護士でないにも関わらず、手数料を取って債務整理をしてあげると言いながら、お金だけ取ってほとんど何もしないというものである。さらに、弁護士でない者が債務整理をするのに、弁護士法違反を免れるために弁護士の名前だけを借りるということについては、弁護士会でも大変問題にしており、日弁連でも懲戒を行ったり、通達したりしており、その数はかなり減っている。弁護士の数が少ない時代は、債務整理の仕事を引き受ける弁護士も少なく整理屋みたいな人がはびこっていたこともあったが、今は弁護士の数も増えており、積極的に債務整理手続を行う弁護士も出てきて、整理屋の被害はだいぶ減ってきているかと思う。整理屋や弁護士の名義貸しの情報が弁護士会に入れば、弁護士会で調査し、刑事告訴するなどして対応している。
- ◎ 裁判所の手続外の話だと警察や検察庁の問題になるが、民事執行における、いわゆる占有屋のケースのように、裁判所の手続を妨害するようなことが出てきた場合は、それに対応できるよう、法務省が法改正を検討し、排除するよう取り組んでいると思う。

5 次回期日等

- (1) 次回期日 平成26年11月6日(木)午後1時30分
- (2) テーマ 未定(追って調整する。)